

琉球大学学術リポジトリ

1960年1月の安保条約改定時の朝鮮半島有事の際の
戦闘作戦行動に関する「密約」に係る調査関連文書
No.4

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-02-15 キーワード (Ja): 朝鮮半島有事, ロジャース国務長官 キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43880

91

七

極秘 無期限 / 部の内 1号	事務次官 連絡外務審議官	北米局長 参事官	北米課長
<p>外務大臣・ジョンソン大統領会談録</p> <p>(42.1.19)</p> <p>半北</p> <p>外務大臣 15日(土)午前モルニエオーデニによる ジョンソン大統領会談(午後3時) 要旨次の通り</p> <p>(同席 牛場次郎 車両北米局長 技術北米課長 パーネル事務次郎 ウィーラー事務次郎 通訳 半北渡辺)</p> <p>大臣: このように朝早く二所行な場所へ進んで大統領をわざわざお見送り。日本の新聞が誤覚か発表したことはありますか。本日は沖縄、小笠原問題につきお詫びされ、自分も閣僚会見で半国にうかづこうとしており、修理も11月前半を完了し、1月2-3、2月1月2日と早い場合に1月2日終了</p>			

GA-6

外務省

2

より、あらかじめ両国間で検討して下さい方が
成早かと思います。(参考用紙)
(参考用紙)

政府の国会審議等を通じての発言は、以下
の如きの如き 沖縄が日本を含む租界。安全
に早く分割しと諭す(だから1日も早く施政
権を返還して人民との國民の安堵(?)と調整す
るの問題)

子供に困難がある。アラバマ州基調で(?)と
國民に対する半国の善意を信託して上に述べた
ように難いのでから時期を待つ(?)と、といふ
が基調である。

しかし、最後20年を跨る二つの問題では、之に充範(?)の心
か丁度(?)2ヵ月、2月1月2日。政府政策の
材料であつたが、この頃では、之に充範(?)の心
をよし、半島へ内部に可ら、機能別運営、地域

GA-6

外務省

別送還等の事が起つた。車の運転手は、車の運転手は難しくなつた。

日本友好的支持。维持。发达。和中国的政府
12月。侥幸。如意。说明。形同。二〇一〇年五月五日

取扱い、2012年 日米友好回憶録 挑戦、発展、
阻害する方針を改めて考へる。よし、日米双

六、二〇一四年度《真劍》投注可及之君子考
之三：

支那、印度洋の間を走る二つの主要な沖縄の基地の位置が、何よりも、その他の、米側が沖

況の基礎に、審査する最大限度二本以下との条件
日本の防衛力、日本航行の範囲といたる内政が

核心(ハート)。中々中(ハタチ)。心と日本協(ハルカ)同
じで解決(ハラカル)するのであるから、ちゃんと行く。

在政治上，两个阶级以意识形态为武器，新闻等

六、政府工作报告强调十分重视“三农”问题，真抓实干精神令人赞赏（从“三农”工作入手，举例说明十分重视“三农”问题）

TRN 特に基地 127-118. 半側の意見を述べる
13. 何が何

小説序文：昭和16年（1941）から、軍事化の進展化を説明する。しかし、これが「軍事化」であることを示す言葉が見当たらない。

事は南飛行沖満てはちがうといふことを思ふ。また、西日本方面に備島を許されることは、どういふ

沖縄州複雜化した。日本人の考究では、小笠原は
沖縄州複雜化した。~~日本政府~~ 帰島 X
考えられるが

うつ心地好い。行政組織等頻繁に内訌を生じ
うつ心地好い。ひどい場合は施設収容も本末

5

本日会長の理由は、昨日午後文書を本国
に送り申入れ。秘密録に聲明を検討
され候つて、日米の友好の存する旨
（内閣）
院の持つて御決了したる検討を開始する
と記載す。

大体：自分は二〇歳会と大いに歓迎する。着信以来
自分は日米の二〇歳の内閣は、U.S. 秘密録に
おいて
議論を行つたるかの方法が如何である
ことを強く主張して居る。すなはち、密約協定及び
Y。下部議会の協定が、諸にうつはされてゐる
ところに行なわれて、自分は、本志の議論が如何
かとおもふ。

又、
とある。今朝読了。タイムス及く東京新聞

GA-6

外務省

6

にオズボーン公使が大蔵会長等に基礎の自由作用
を認めたとの趣旨云々。諸々の意見が承
取扱い。昨起、
自分は、これを全面的に否定して、報道され
行なつて、二十世紀のリーベンターリー政策の時代
が会議が行なわれたことから中止記入とされ、以上
申し出た不満を述べた。

つまに、本日申上仰る件は、自分の個人的立場
の見解であると当然のことからおこなわれ
た。

Y. 12月
日本側は、Y. 12月12日、日本側の立場
を表明する。
明確に打吹いたもので、良い討議の基礎、下部
議論。

内閣の接するは、極東の安全に対する日米共通
の利益。Y. 12月12日沖縄の軍事行動を示す。

GA-6

外務省

二八六

7

明治18年、米国が(アーヴィング)日本が何を
やがてみる。車両の丁度と見えた。米国が
が

二八地域に於ける一揆の改革を遂行するにかか
る所で、明治がてく。可能な唯一の改革は、
日本から黙認の下で、支拂ひを得ておらず
ある。(え、日本両国の変遷の割合と言われ
日本

子場会いは、~~日本~~が米国に對し日本に内し
ての行動下で、二八地域に於けるいかなる軍事的

委託を誰が行なうかが明治17年
明治18年「最強化」が(アーヴィング)沖縄

がいかほの活動を早めに止むか。既に早めに止む
か。沖縄は、二十一世紀、米側が行動の自由

を有して、内政に専念する活動をやめにまわ
抑止力は、核抑止力は、在来戦力抑止力

GA-6

外務省

がまだが、米国が沖縄から在来戦力をオペ
レート(操作)するにかかって、中華に対する抑止力と

打こきだのべる。米国が二年後には得たので
ある。抑止力は減少するに至る。従つ、明治
米側の重鎮を付す。

明治18年1月11日、日本が米国に行動を
許さずある。(日本とヨーロッパ)

米国は、沖縄が他們に移小作のかた開
かれなかれ(小作)。仲間でまほくはけいが、同

時、米国が能力を~~奪~~減らす(木下)には
2. 先般マニトバ公爵補充、米国は他們
沖縄から

入移動するにあたるに付けて、特勤を先づ
日本が、日本が、安定化のための地域であると

いふことを言つた。米国は、日本に侵襲(?)する。
を評議(?)する。誰が行なうかを尋ねる。乃也

GA-6

外務省

9

18号：二十一年五月廿九日日本自身の内閣にて
本件と同様に半島十九七零年完結が本件から丁度

不^レ

十九二〇内閣の核付は、宣傳資料、輿論動向

その通用の内閣にて、現在の事前協定(待制)
の下では、日本及び韓国との間に何のもの

降り、日本との同意なく、日本本の直接戦闘行
動はなし文句、従つて沖縄に宣傳資料を

17年2月

通用有り。しかし同上にて沖縄無地宣言する
場合には、四二年七月三日、中支加テス、タイ

等に大規模な在来兵力による侵略を行なう
場合に於ては想定せず、現在では半島か

沖縄から中支内の補給路を攻撃することは
可能である。また、それが可能である場合、中支

17年中支加テス、2月3日

GA-6

外務省

10

抑制) 12月3日、しかし施政権が及ぼす本件
の施行の場合、事前協定を行なうことは日本

(「日本政府が positive consent を与えざれば」
左記)

既存の、以上の政治的内規は成り立つようか。本
件は、私に増大するようなら、施政権が、

既存本件の適用の方法の如何に依るか。日本
が沖縄。有用性を得て、これを認めるか。日本

の如

牽引は増大する。

核の内閣にて、本件は、アリスにて
世界の破滅を意味し

2. 二本を発射するには容易に可能である。されば
周知の如く、遂に相手方は、如何いかが

キリスト使用する勇氣を持てぬのが本件
の可憐性。贈り子が出来たまゝ、二十日以内

2 credibility の問題で、この点から、キラ
リスにて、核兵器の人を生むかげば

GA-6

外務省

1. 横浜港や神戸港港から取扱い手が1社だけ
<1社のみ>。しかし、今では二社以上の中古車販売業者
の割合が減少傾向にある。
現在協定による規制は、神戸港と横浜港一般性
の属性の地域と軍事基地とか、横浜、横須賀
等の場合と異なり、それが該当する場合(横浜港
が例)には

2. 神戸港への地元協定適用が不可能であることは
言わざるを得ないが、支那へ複数で来た。現在、神戸
港の現在の形での協定適用が適用不能である基
礎の有効性が減少する傾向にある。

3. 神戸港による規制、二社港経済調整等元本
と訴争の結果、二社港経済調整等元本
と訴争の結果、二社港経済調整等元本と
訴争の結果、二社港経済調整等元本と

GA-6

外務省

12
近畿諸港又は前記近畿諸港半島沖縄、再
度車両の輸送許可を認め、それがいつ、どの
辺に日本側に委託を検討され、自分と何でどう
して取扱いを発言がなされたと思う。

日本側の発言は、
~~1. 事前の同意は内閣の問題~~
~~2. 事前の同意は内閣の問題~~
step) ~~1. 事前の同意は内閣の問題~~
~~2. 事前の同意は内閣の問題~~
不許可でどうか、UTM、二社内閣と安徳寺の
立場がどうか、内閣はまだどうか、内閣は、19
70年以前は二社内閣と解説しているが、
1970年以後は解説しないと解説しないもの
だ。内閣は1970年以前、左翼から危機がいわれたが、
自分は、1970年以後、右翼体制であり、元老が
まだ全く考え方の神戸港経済調整等元本と
訴争の結果、二社港経済調整等元本と

GA-6

外務省

1

翼の毛ひげは大體まで伸びてゐてなくて、伸び
た毛は1月22日、今で、左翼の毛でなく

國民。相當部分方言。地政權得到一長^年
一長^年。行政力、解決問題能力、社會感
覺。

よほどに行かぬかと聞えど、
大体：日本側は、うそたん義事送流中であつて

一日も早く沖縄問題を解決してから参りませぬか。

大臣：この内閣は方針を決めて、先に大日本
にて、民衆区域との密着等の如きの内閣
院、沖縄内閣。

時間かかるうえ、アーリーイング戦争進行中の困難
はよく見えていたのが、アーリーイングが目鼻がつ

14

1: 沖縄で解決するうえで、個人的・政治的
要素が大きい。

大体：华北の軍事的統治。大部分は
この地域で日本の軍事力と日本が

如(1) 乃是そのやをひかへし、帰着可乎へに。丁度
大元：「わが 桃山で兵士と思ふ人半川太夫吉
（93）

軍の完全化と、沈没した基礎施設の復旧が行われた。在島部隊の指揮官は、
1月2日、小説家として活動していることを公表した。この小説は、
「軍事小説として書かれていた」とされる。題名は『軍事小説家』。
『軍事小説家』は、軍事小説として書かれていたとされる。題名は『軍事小説家』。

実体： 1月18日詳説の会議で決まりました。

詳説は専門的な話題、専門的な観点を扱う aspects である。内廷では小内閣にて行なわれる。

15

子最大化といふよりは、われわれ双方に、
この最大限である。

利益は何か

大臣： 最大化する、意味は、日本国民から言
うと、過度（かも）金利還元を希望してお

軍事的空襲があるの、それを調整して、最早とい
うていい。米側の空襲を押さえつけようとい

うだね

大臣： 現在 ガムカリガムトムに発進する B-

52機で、沖縄からの給油機が給油を
行なっており、これが、二重爆撃の能力を

増加させると、今、これを送り出させて
きアレンジメントの合意しているか、どうに

もう一つの形の情勢で、中華の大量攻撃があ
る。その場合、米側は沖縄から中華にオペレ

GA-6

外務省

16

一としてみるが、最大化とは、沖縄不
抑止力にて有効に反応しない。われわれが

こちらを迷惑可能であることを

大臣： 13年3月新聞記事や、ライヤー発言等か

あるが、半段階的基礎の自由（は）と、それがな
ら施政権を過度にさすがに、検討を行なつて

よのか。

大臣： われわれは、過度に検討する。それ
が生々検討の過程において
議論はございません。（百万か一千五百か、せんちゆう
堅か浮かぶべきか）

大臣： 半側の検討は、上に述べた角度からのもの
か。（大臣の質問の答文、「上に述べた角度」とは、基礎
の自由（は）と、施政権を過度にさすがに、検討する（不抑制））

大臣： 各種の代案を検討するとの立場から行な
う。されど、まだ現状から中華へ、基礎の

GA-6

外務省

有効化の範囲、高いものから順に以下を並べ、日本がいつ何を検討するかと併記。15

1. 日本が半島海何を行使することを望むか
2. 現在半島は最大限のことを行使の

3. 大臣：二本は東太后問題を含めてある。23

4. 検討（1）米側もUSUN3月アガルから検討（2）二本今後の諸会のスタート（3）

4. 今不鮮明決定不易（難）（2）
5. （大臣首肯）

日本側は自治権拡大、民生向上、税差是正等に关心を有す。今日の施政権返還

6. 懸念を述べたが、二本には簡単に議論が出来ないかもしれない。一方自治権拡大等に注重

大臣内心で有ることを口言いた。

また、小笠原1-7月18日とある。

（=1920年1月から7月）

大臣：小笠原1-7月18日施政権返還時期帰島
（=1920年1月から7月）日本側は解説個人として
望ましくない

7. 金く同感（2）本日申上げられた（3）日本
7月18日とある。

interim measures 1-7月18日、原則1-12月

8. 18日（1）15.2.18. 15.7月18日具体的措置がと
れ

9. 18日から（2）日本側は諸考之が取扱い歓迎不

10. 18日「本土との一体化、（1）行々式の

（=1920年1月から7月）

11. （=1920年1月から7月）資格免許の統一等

12. 13. 2月18日：裁判制度上、本土と沖縄と並

compatible 1-7月方向。努力をうながす（説明）

13. 18日 自治権拡大の（2）施政行政能力の

19

何よりも原則 1:14. 1973年1月23日
本政府から統政への助言 助力 1:18 日米

内閣委員会分割工事に付ける協議 及び
1871v.

大臣： 3:13 言 2:11の1原則で利 契約は
1:18双方で之を研究して 統政に若干の文

の声を及ぼすに因るが、こういふ原則が実
現され、二方面を改善。余地あるか
でも

次官： さうに原則 1:192 日米間の合意が出来
ば、それがもとより、各首から具体の知恵を出

しやすくなると容易 1:173.

大臣： 知見 1:13. 1973年1月23日 4:2 個

人件費 1:172の3 併せて 統政への助言 助力 1:
192 一方で日本政府から人を送るという形

GA-6

外務省

20

34船557人在籍入れ

1:13 相互の文化交流について 1973年
後半の活動の実績

大臣： 今後も一歩進んで 統政側 1:18 感情
の変化を及ぼして 1:18から

大臣： 今後既得権を侵害されたら 1:18
もあら

(二) 大臣が退席したときに、その前に
本日の会談は一切外郎の秘密 1:18が 万
能紙

一 漢文の場合 ASPAC会議 1:18 大臣
の説明 1:18 1:18 1:18 1:18 1:18
<1>

同意した。大蔵 1:18 1:18 1:18 1:18 1:18
べくか 1:18 日本は ASPAC 1:18 説明 1:18 軍事

中止の件を許可する 1:18 1:18 1:18 1:18
大臣、 ASPAC 1:18 自由化を実現の場には不^可

GA-6

外務省

1

1. 支子と立場や感じ (2) 中共は7月21日
日本 ~~は~~ 中国と平和共存 (7月20日)
17/12/20

首先加熱孔隙水的溫度？
則，首先加熱之後才可使土壤水分

これは ジャン・大流欽の言ふ如きと同じで
ナ・ナベナ・上(退席をした)

大字： interim measure 或具併比： 2021.8. 環
政の意向を考慮して本規則が訂正される。

北半球寒帯の気候は、南北の季節風の影響で、冬は寒く、夏は暖かい。

日本当面看來相互不信任試行經濟上品力
北半球：厚生再確認可以自由化意味
が来る

太守：「汝之口，向是找死！」大喝一聲，是件很
大的新奇事。寧可「殺士」，流動人口，生氣。

22

原則：
二つめの ~~は~~ 1つめの原理、大流線其の二 \Rightarrow 4
1つめの原理、有用である。

北半円壳：前者はつる一枚の膜壳はまづか
多孔共形北半円壳。後者はつるつる、然り

大体： リンゴ・オーブン・オーブン（原則）は 1:3 です

又か、其他の1-18までのアーティストの2次レコード

次回： わかわからずから、フォロー・アップの文書を
書いてとる。

次回：自分と12月、本日の詣でをワシントン朝
午後二時半、四月、日本(?)から、之の具達

WAT 施策について パーネル事況と議論: 12

23

8月3日 完全停機協定を8月15日に行なうと
1. 一次の合意が取れか これがABM議論

日本支れ方

北半開幕： 8月21日USAとABM議論は始まる

WTO：

大手： 8月15日 計画的減産を取引するべきだ
2月10日：
進行： 8月と ABM問題が取扱い難い。米
(米)から ABM問題と小競争は取扱い難い。
(日本側も賛成)
日本側も賛成
8月13日回答已
不満： 8月15日開幕 ABBMは2002年日本側
自分は 一次 8月最後の週に ワンセミ
1. 帰り 同僚会議 打合のま、ワンセミに
行なうと 8月21日まで 完成協定を 8月前
半に、それ 計画的減産の合意を帰国前に行
なうとする 8月小15日を予定する。

GA-6 外務省

北半島: $\gamma=31^\circ$ 調理子, 小笠原 $\gamma=70^\circ$, 5°
u節管に有る子宮子。

大12：1'6"-1'. 小12：1'. 计算图22-1= x, 2 120 17
1218×1.6375

北半開き：表の部分を行く縫い目と裏の部分を行く縫い目

北米海岸：先日山川、安里両氏が上京した際
小笠原近海で冲縄島及び伊豆諸島の影響の
自分から、其の間ほどを想起しておいた。さて
3月11日、沖縄と小笠原との間で、小笠原で
様子を尋ねた。

因連「門本ノイタリヤウトテアズ」

A-6

62.7.19付
某19.9.17付

極 秘
無期限
内閣の内
3号

7月15日沖縄、小笠原問題に関する外務大臣、米大使会談に際し先方に手交する覚書

昭和42.7.15
北 先 局

サン・フランシスコ平和会議以来、わが国は一貫して沖縄、小笠原問題は日本友好關係の枠内で解決しうる問題であることを内外に明らかにしてきた。吉田総理は、平和条約調印後1951年10月の国会において、「國民諸君が冷静に事態に対処して米国政府の善意に信頼をおかれ、これら諸島の地位に関する日本両国の協定の結果を待たれるより希望いたすものであります。」と述べており、隨來歴代内閣は、沖縄、小笠原の日本及び極東の平和と安全のため果している役割を強調し、返還を要望する国民に対し、米国の善意に信頼して時期の到るのを待つよう説いてきたのである。

1965年1月の佐藤総理、ジョンソン大統領会談の共同声明は、沖縄、小笠原の施政権返還問題に關し、「総理大臣はこれら諸島の施政

権ができるだけ早い機会に日本に返還されるようとの願望を表明し、さらに琉球諸島の住民の自治の拡大及び福祉の一層の向上に対し深い関心を表明した。大統領は施政権返還に対する日本政府及び國民の願望に対して理解を示し、極東における自由世界の安全保障上の利益がこの願望の実現を許す日を待望していると述べた。」としている。沖縄、小笠原問題に関する今までの日米両政府の態度はこの共同声明に示されたとおりであるので、佐藤総理は、種々の機会に、「沖縄、小笠原は日本の領土であり、住民は日本國民である。これが20年以上にわたり外国の施政下にあることは彼等は不自然であり、その返還は日本國民の熱望である。同時に政府は沖縄、小笠原が日本を含む極東の平和と安全に果している役割を認識し、これを念頭におきつつ、日本國民の願望と沖縄、小笠原に対する軍事的要請とをいかに調整していくかについて米国と密接に協議し、この困難な問題の

解決に努力する。」ものなる趣旨を讀いているのである。

2 沖縄、小笠原問題は既に日本国内における反政府勢力の政治攻撃材料であつたが、最近一两年はこの問題は広く国内各方面の関心を集めることとなり、既往のごとく單に反政府方面から全面返還と基地撤去を呼号するのみにとどまらず、若干の与党関係者を含む各界より、いわゆる施政権の機能別返還、地域別返還、あるいはさらに基地付全面返還等の意見が開陳されるに至つた。

このような傾向は、1960年の安保条約改訂後日米両国間の大きな問題は逐次解決し、沖縄、小笠原問題のみが残つて次第に前面に現われてきた事情もあるが、基本的には日本の領土及び国民の一部があたかも半永久的に外国の施政下におかれているという事実に発するところである。近年日本国民の国民的意識の伸張みるべきものあり、これに伴い自國の領土及び国民が20年以上の長きにわたつて外国の施政権下

に置かれている状態を放置すべきにあらずとの主張は、日本国民にとりその政治的立場のいかんに拘わらず広く支持されるところとなつてきた。殊に沖縄、小笠原問題をめぐる論議は、安保条約のいわゆる1970年問題とも関連して今後ますます活潑化すると予想せられ、かかる動向を放置すれば、日米関係を離間せんとする勢力の利用するところとなるおそれあり、日米両政府間の卒直な協議を通じこの問題の打開を図ることが急務となつてきている。

他方沖縄においても施政権返還問題が逐次激化し、これに伴い沖縄において与野党間の分極化の傾向が強まりつつあり、米側の施政権実施も漸次複雑の度を加えているやに觀察され、このまま推移すればやがて基地の運用にもと角の支障をきたすおそれなしとしないとみられる。

3 日本政府としては、現上の情勢を真剣に考慮した上、日米両国政府は日米友好協力關係の維持発展の見地から、また極東地域における平和と安全の確保のための共通の利益の上に立つて、

沖縄、小笠原問題の解決の方途を探索すべき時期に当面していると信じ、下記のように提案するものである。

(1) 沖縄について

(1) 沖縄の果すべき軍事的役割りと施政権返還の国民的願望を調整する方途を見出すよう検討を進めること。

沖縄問題に対するわが方の基本的態度は、既述のことく、沖縄の果している軍事的役割りと返還に対する日本国民の願望を調整することにある。この立場を論理的に一步進めれば、沖縄には米軍基地を存続せしめつつ施政権を返還する方途を探求することとなる。

この見地より、(1)福東地域の現在及び将来の安全保障上の要請にかんがみて沖縄の果すべき戦略的役割り及び沖縄所在の軍事施設の要件、(2)安保条約及び地位協定の沖縄への適用上生ずべき問題等につき日米間に検討を進めることとする。

(2) 沖縄に関する当面の諸問題の改善を図ること。

日本両国政府は、施政権返還の方途の検討と並行し、返還実現の場合の法的上、行政上、あるいはまた社会的、経済的の支障をきたさぬよう、(1)本土との一体化、(2)自治権の拡大、(3)琉球政府の強化、(4)本土との経済的、社会的格差の是正を計画的、かつ、組織的に推進することを両国共通の政策として確認すべきである。この政策を推進するためには、米国の施政権の枠内において日本政府が沖縄の施政により大きな貢献をすることが必要であり、また望ましいと思われる。

この見地から両国政府は、日本政府がたとえば琉球政府の立法及び行政機能について助言と援助を与える等、沖縄施政に対しより積極的に貢献することを可能とするため適当な措置を検討し実施する。

なお、米国軍隊と沖縄住民の間の摩擦

の原因を最少限にするため、さらに一段の努力を払う。

(2) 小笠原について

小笠原の施政権を返還することとし所要の措置をとること。

小笠原の果している軍事的役割りが限られているやにみられることにかんがみ、米国が小笠原の施政権を保持し続けなければならぬ理由は容易に理解し難いところである。さらに米側が戦争直後西欧系住民のみに帰島を許したという事実もあり、小笠原の帰島なし返還の問題について現状のまま譲渡することを日本の国民に納得の行くよう説明することはきわめて困難である。帰島実現はもとより歓迎するところであるが、帰島に伴い住民に対する施政について煩瑣な問題が生起することも予想されるので、この際一歩を進めて早急に施政権を返還することとし、小笠原に存続すべき米軍施設の問題を含め、所要の措置を進めると

とするのが時宜に適している。

小笠原の施政権返還は、米国の善意の具体的な証明となり、沖縄の問題をも日本相互信頼関係の枠の中で解決しうるとの日本国民の信念を強化するに役立つであろう。

4. 沖縄、小笠原の問題は、日本の安全保障の問題であり、極東における平和と安全の問題である。従つてこの問題のために日米友好協力関係が阻害されことがないよう努めるべきであるが、一方、軽率な決定の故に将来に禍根を残すような誤りを犯すべきでないことももちろんである。しかしながら、沖縄、小笠原が米国の施政下に入つてより20年を経過し、これが歸島に関する問題が20年の債務に流されて動いていることが多いとの感を禁じえないものである。日本政府としてはこの問題解決の至大な困難性を十分認識しているものであるが、その困難性の故にこの問題の解決への努力を怠ることはかえつて将来その解決をより困難ならしめるものと考える。われわれは今や将来にわたり極東地

域の安定と繁栄を図るためにも、日本両国が、
沖縄、小笠原問題に正面から取組むべき時期が
訪れていると信するものであり、この見地より
以上の提案に対し米側において十分検討を加え
られることを期待する。